

令和3年10月19日

〒158-0094

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス  
楽天カー株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

### お問い合わせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社の利用規約について、消費者保護の観点から検討させていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と解されるおそれのある条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、お問い合わせいたしますので、ご検討の上、貴社のご見解やご対応につき 令和3年11月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

#### 第14条（売買契約成立後の契約解除）

（1）当社は、売買契約成立後において、出品者が第12条第1項の引渡期間に対象自動車及び必要書類を当社に引き渡さない場合その他売買契約につき本規約違反その他の問題があると当社が判断した場合、本売買契約を解除することができるものとし、出品者に対して、違約金として金100,000円を請求することができるものとし、なお、当社は、当該解除により出品者に生じた損害又は不利益について、一切責任を負いません。

（2）当社は、売買契約成立後において、対象自動車を落札したバイヤーが第13条に基づき売買契約の解除を申し出た場合、当社は当該売買契約を解除することができるものとし、バイヤーと当社との対象自動車の売買契約解除の理由が第13条によるものである場合、当社は、契約解除手数料として金20,000円（ただし、当該契約解除により当社に損害が生じている場合、出品者に対する当社の損害賠償請求を妨げるものではありません。）を出品者に請求することができるものとし、

1 上記は、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項であります。

民法上の原則では、仮に債務者に帰責事由のある債務不履行が存在する場合であっても、債権者は債務者に対し、債務者の債務不履行と相当因果関係のある実損害額しか賠償請求できないとされています（民法416条）。事業者が消費者に対し利用規約を定める場合、実際に被った損害額を上回る金員を請求できることを認めることは不合理です。

そこで消費者契約法は、事業者は、消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償の予定等を定めた場合は、消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える損害賠償を消費者に請求することができないことと定め、超える部分を無効としています（消費者契約法9条1号）。

2 そこでお尋ねしますが、上記14条が予定している貴社の損害とは、どのようなものでしょうか。また、2項ではどうして2万円の追加があるのでしょうか。ご回答頂きたいをお願いします。

以上